

保保発0720第1号
保国発0720第1号
保高発0720第1号
保連発0720第1号
令和5年7月20日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局保 険 課 長
（公印省略）
国民健康保険課長
（公印省略）
高齢者医療課長
（公印省略）
医療介護連携政策課長
（公印省略）

「保険者協議会開催要領」の一部改正について

保険者協議会については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、保険者及び後期高齢者医療広域連合が都道府県ごとに組織し、特定健康診査等の実施や高齢者医療制度の運営等の関係者間の連絡調整、医療費の調査分析等を行うとともに、都道府県医療費適正化計画について協議を受け、同計画の実施についての都道府県への協力等を行うこととされています。

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）により、保険者協議会が必置化され、都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析に関する業務を行うとともに、同計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画の実績に関して意見をすることとされました。また、都道府県は、同法により、医療費適正化を図るための取組においては、医療提供体制の確保並びに当該都道府県及び当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）の国民健康保険事業の健全な運営を担う責務を有することに鑑み、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療関係者その他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を果たすこととされており、引き続き、保険者としての取組や行政主体として

の取組を的確に実施していくことが重要です。

こうしたことから、保険者協議会の開催及び運用について、「保険者協議会について」（平成28年1月29日付け保保発0129第1号・保国発0129第2号・保高発0129第1号・保連発0129第1号厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長・医療介護連携政策課長連名通知）の別添の一部を別紙新旧対照表のとおり改めることとしますので、関係者とも調整しつつ、実施に遺漏のないようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。